

毎週火、金曜日発行（但休日当り）は翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇訓令 土木出張所処務規程の一部改正
- ◇告示 道路の位置指定
- 建設業者の登録
- 漁港管理者指定の取消についての公聴会
- 登録漁船の登録取消
- 森林区施業計画の変更
- 保安林指定予定
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

## 訓令

### 鳥取県訓令第三号

土木出張所

土木出張所処務規程（昭和二十八年七月鳥取県訓令第十七号）の一部を次のように改正する。

昭和三十六年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二条を次のように改める。

（事務分掌の基準）

第二条 土木出張所長（以下「所長」という。）は、鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、課、係、駐在所及び災害復旧工事事務所の分掌事務を定め、又はこれを変更するときは、事務の同質性、管理能力の範囲及び負荷の均衡等について事務の能率的処理ができるように考慮を払わなければならない。

第二条の次に次の一条を加える。

（職員の仕事分担）

第二条の二 職員の仕事分担は、所長が課長、主任又は災害復旧工事事務所長の意見を徴してこれを定め、そのつど土木部長に報告しなければならない。

第三条第一項を次のように改める。

第三条 所長は、当該年度内において執行する工事につ

いて、配当予算の範囲内で緩急をしんじやくし、別に定める様式により実施設計書を作成し、知事に提出しなければならぬ。

第三条第二項中「第三号様式による調書を」を「別に定める様式により調書を作成し、」に改める。

第四条中第二項を削り、第一項中「入札する請負者」を「入札に参加することができる請負者」に改め、同項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

所長は、起工の通知を受けたときは、すみやかに請負契約の手続をしなければならない。

第四条第四項を削る。

第五条第一項を次のように改める。

第五条 入札により請負契約を締結しようとする場合において、落札者が決定したとき又は随意契約による場合で契約者が決定したときは、第五号様式によりすみやかに知事に報告しなければならない。

第五条第二項中「契約書その他の関係書類を添え第六号様式により」を「契約書に關係書類を添えて」に改め

る。  
第六条中「起工決裁」を「起工」に、「知事の決裁を受けなければならない。」を「知事に提出しなければならない。」に改める。

第七条に次の一項を加える。

3 前項の規定による検査は、所長又は所長の命じた技術吏員が行なわなければならない。

第八条及び第九条を次のように改める。

(工事の完成)

第八条 所長は、工事の完成届書を受理したときは、直ちに調査し、工事が完成していると認めるときは、これを知事に進達しなければならない。ただし、設計金額五十万円未満の工事にあつては、所長において検査を行ない知事に報告するものとする。

2 前条第三項の規定は、前項の規定による調査及び検査に準用する。

(請負代金の請求)

第九条 所長は、請負代金の請求書を受理したときは、

これを直ちに知事に進達しなければならない。

第十一条第三項を次のように改める。

3 所長は、河川及び道路の新設、改良又は災害復旧のため将来不用となる土地のうち、現に県の所有にかかると土地を地元市町村等に払い下げる予定で工事を施工しようとする場合は、第八号様式により知事の決裁を受けなければならない。

第十二条第一項中「道路、」の下に「橋梁、」を、「海岸、」の下に「砂防設備、」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 所長は、前項の報告をしたのち、別に定める様式により復旧工事設計書を作成し、第十号様式による目論見書を添えてすみやかに知事に提出しなければならない。

第十三条中「所員(長を含む。以下同じ。）」は、「」を「所長が」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、上司の命による場合はこの限りでない。  
第十四条第一項第三号を次のように改める。

三 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十六条第一項及び第二項の規定に基づく道路の通行の禁止及び制限並びに同法第四十七条第二項の規定に基づく車両の通行の措置に關すること

第十四条第一項第四号中「十万円」を「三十万円」に改め、第六号を次のように改める。

六 設計金額五十万円未満の工事の執行に關すること  
ただし、国庫補助金の交付の対象となる工事の執行を除く

第十四条第一項第七号中「五万円」を「十五万円」に改め、第八号中「予定価格」を「設計金額」に改め、第十号及び第十一号を次のように改める。

十 河川、海岸保全区域及び砂防指定地並びにその他の国有の土地及び水面の産物のうち、土砂、砂利、栗石、軽石、割石及び切石を通じて千立方メートル未満のもの採取許可に關すること

第十四条第一項第十一号を次のように改める。  
十一 道路及び河川敷並びにその他の国有土地の雑草

の採取許可及び竹木の売却に関する事。ただし、  
堤内地の竹木の売却を除く

第十四条第一項第十二号中「河川敷並びに」を「河川敷及び海岸保全区域並びにその他の」に改め、第十四号から第十六号までを次のように改める。

十四 掘さく面積十平方メートル未満の道路の掘さくの許可に関する事

十五 道路及び河川敷並びに国有の土地及び水面の境界確定に関する事

十六 土地等の買収、寄附採納（負担附寄附を除く。）及び借用並びに地上物件の移転に関する事

第十四条第一項に次の三号を加える。

十七 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）に基づく不動産の登記に関する事

十八 鳥取県屋外広告物条例（昭和二十四年十二月鳥取県条例第八十一号）第十五条の規定に基づく許可に関する事

十九 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七

十八条第二項の規定に基づき道路の使用の許可申請書を所轄警察署長に送付し、又は第八十条の規定に基づき所轄警察署長との協議に関する事

第十四条第二項中「第一号乃至第三号、第六号及び第九号乃至第十六号」を「第一号から第三号まで、第九号、第十号及び第十二号」に改める。

第十五条を次のように改める。  
（事務の代決）

第十五条 急を要する事務で所長が出張その他の事由により不在のため決裁を経ることができないときは、主務課長においてその事務を代決し、主務課長が出張その他の事由により不在のときは、他の課長がその事務を代決することができる。

第十五条の次に次の三条を加える。  
（代決の例外）

第十五条の二 代決者において特に重要異例又は疑義があると認める事務は、前条の規定にかかわらず、代決する前に所長の指揮を受け処理しなければならない。

2 代決者は、前項の規定により所長の指揮を受けることができなない場合は、上司の指揮を受けて事務を処理することができる。

（代決後の処置）

第十五条の三 代決した事務は、代決者において後關の印を押し、起案者の責任において遅滞なく後關を受けなければならない。ただし、定例軽易な事務についてはこの限りでない。

（合議を受けた者等が不在のときの処理）

第十五条の四 合議又は認証を受けた者が不在のときの処置は、第十五条から前条までの規定を準用する。この場合「所長」とあるのは「合議又は認証を受けた者」

第五号様式

発回第

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

と、「代決」とあるのは「合議又は認証」と、「代決者」とあるのは「合議又は認証を受けた者に代つて処理する者」とそれぞれ読み替えるものとする。

第十七条第一項中「簿冊目録」を「別表簿冊目録」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。  
（委任）

第十八条 この規程に定めるもののほか、事務の処理について必要な事項は、所長において別に定め、知事の承認を受けなければならない。これを改正しようとするときもまた同様とする。

第一号様式から第三号様式までを次のように改める。  
第一号様式から第三号様式まで 削除  
第五号様式を次のように改める。

土 木 出 張 所 長

工 事 入 札 執 行 報 告

番号	道路、河川、港、湊、名称	工事箇所			工種	起工次額	請負金額	入札(契約)年月日	落札者(契約者)名	要 摘
		工 事 箇 所	大 町 野 字	大 町 野 字						

第六号様式を次のように改める。

第六号様式 削除

第八号様式から第十一号様式並びに次のように改める。

第八号様式

発向士第 号

昭和 年 月 日

土木出張所 長

鳥取県知事氏 名 殿

土木出張所免務規程第十一条第三項の規定により次のとおり伺います。

工事名	積地の所在地	地目	面積	評価額		積地の土地所有者氏名	積地又は隣川敷の所在	面積	評価額		払下げ予定者住所氏名	払下げしよる理由
				単価	合計額				単価	合計額		

第九号様式

発向士第 号

昭和 年 月 日

土木出張所 長

鳥取県知事氏 名 殿

災害報告書

昭和 年 月 日から 月 日までの(暴風)により公共土木施設に下記のとおりの災害が発生したから、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則第二条の規定にもとづき報告します。

県、市町村工事

記

(金額の単位千円)

区別	県		市町村		計		摘要
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	
河川							
海岸			-		-		
砂防設備			-		-		
道							
橋							
計							

ただし、港湾災害は同様式に準じ(工種別欄に港湾名を、摘要欄に施設概要を記入)県、市町村工事をそれぞれ別業とし、建設災害とは別に報告すること。

災害の原因 (暴風、高潮等)

日雨雨量 何ミリメートル (測点地点)

連続雨量 何ミリメートル (〃)

風速 何メートル (〃)

潮位 何メートル (〃)

波浪 何メートル (〃)

台風の中心示度 何ミリバール (〃)

公共土木施設以外の主なる被害

人的被害	死者	傷者	行方不明	耕地被害			流出埋没	ハクタール		
				水田	畑	水			水	ハクタール
建築物被害	全壊			鉄道	船舶			箇所	メートル	
	半壊								隻	
	流失								人	
	床上浸水									
	床下浸水								世帯	

第十号様式 発向土第

昭和 年 月 日

土木出張所 長

鳥取県知事氏 名 殿 論 見 書

昭和 年 月 日付災害報告による目論見書を別紙のとおり提出します。  
(別紙一)

目 論 見 書 総 計 表

区分	県		市 町 村		計	
	申 請 額	箇所数	申 請 額	箇所数	申 請 額	箇所数
河 川						
海 岸						
砂 防 設 備						
道 路						
橋 梁						
計						

備考 港湾災害は目論見書(別紙二)のみ提出すること。

(別紙 三) 目 論 見 書

(金額の単位千円)

整理番号	河川名等	位 置		申 請 額	設 計 概 要	経 済 効 果	摘 要
		郡市	大字				

- 備考 1 県工事と市町村工事は別紙とすること
- 2 整理番号は県工事、市町村工事に次の順序で一連番号により記載すること  
 (1) 河 川 (2) 海 岸 (3) 砂防設備 (4) 道 路 (5) 橋 梁
- 3 市町村工事は、市町村別に記載すること
- 4 河川については適用河川、準用河川の別を、道路については一般、二級国道、主要一般地方道別をそれぞれ摘要欄に記載すること
- 5 被災原因(冬期風浪、融雪、台風何号等)を摘要欄に記載すること
- 第十一年様式 監 査 印

この訓令は、昭和三十六年四月一日から施行する。

告示

鳥取県告示第七十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九條の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十六年三月二十日道路の位置を指定したので、同規則第十條の規定により告示する。

昭和三十六年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 申請人の住所氏名

鳥取市西品治六一番地 山部千代蔵

登録番号

登録年月日

名称

鳥取県知事登録  
第三二七号

昭三六、三、一七

昌立建設（有）

二 道路の指定場所

鳥取市田島字見尾杵一四〇番一

三 道路の幅員及び延長

幅員 四メートル 延長 一〇六、四メートル

鳥取県告示第七十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六條の規定による登録の申請に基づき、同法第八條第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

主たる営業所の所在地

申請者氏名

摘要

八頭郡智頭町大字郷原

葉狩 多平

土木工事

取消について、公聴会を次のとおり開催する。

昭和三十六年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 日時 昭三十六年三月二十九日 十三時三十分より  
二 場所 西伯郡淀江町 淀江町役場  
三 公聴会の内容  
淀江漁港管理者の県移管のための取消について

鳥取県告示第七十九号

漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十六條第二号の規定により、次の登録漁船は、昭和三十六年三月二十二日その登録を取り消した。  
昭和三十六年三月二十八日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	船名	住所	所有者
TT三― 六六二	第三三 光丸	岩美郡岩美町浦富	三浦 実
〃 七八七	北 川 丸	〃 〃	北川 房蔵
〃 一、四一八	和 栄 丸	〃 〃	西垣 定己
〃 六六	久 光 丸	〃 田後	山根太郎蔵
〃 一、八七一	森 丸	東伯郡泊村泊	森 秀夫
TT五―三、五九九	第二 羽合丸	〃 羽合町長瀬	高田 三郎
TT三―一、五九二	かもめ丸	米子市彦名町	中村 強
TT五―六、〇〇〇	第一〇 米子丸	〃 塩町	曾田 鷹市
〃 六、〇〇一	第一一 〃	〃 〃	〃

〃	六、〇〇二	第一二	〃	〃	〃
〃	六、〇〇三	第一三	〃	〃	〃
〃	九八五	角丸	〃	〃	大崎
〃	一、一〇八	山口丸	〃	〃	山口一章
TT二一	六四七	第三ちどり丸	境港市福定町	〃	佐近正晴
TT三一	九一七	第六佐近丸	〃	〃	石倉美代子
〃	八一四	第三晴漁丸	〃	〃	佐近正晴
TT五一	四七六	佐近丸	〃	〃	〃
〃	一、四七五	〃	〃	〃	〃
〃	一、四三六	〃	〃	〃	〃
〃	一、四九九	鶴作丸	〃	〃	〃
〃	一、四六六	景孝丸	〃	〃	〃
〃	一、五三四	朝日丸	〃	〃	〃
〃	一、四七九	豊松丸	〃	〃	〃
〃	一、四八九	第二高松丸	〃	〃	〃
〃	三、七七五	永宮丸	〃	〃	〃
TT三一	二八	栄丸	〃	〃	〃
〃	八六五	島田丸	〃	〃	〃
			馬場崎町		島田啓
			中野町		景山孝次郎
			佐斐神町		足立鶴作
			中野町		景山孝次郎
			高松町		景山弥市
			福定町		佐近豊松
			高松町		武良文一
			新屋町		永宮源重郎
			中野町		浜孝行
			馬場崎町		島田啓

〃	九九三	登美丸	〃	〃	朝日町	富谷美正
〃	一、二二一	幸栄丸	〃	〃	岬町	森亀雄
〃	二、一二三	ことぶき丸	〃	〃	朝日町	石橋寿夫
〃	三七八	三島丸	〃	〃	米子市安倍	三島徳市
〃	一、二四九	朝日丸	〃	〃	河崎	古磯重信
〃	一、〇二〇	永憲丸	〃	〃	彦名町	永井憲男
TT五十二	〇五七	八田丸	〃	〃	皆生	八田栄藏
TT三十一	六〇八	福昭丸	境港市朝日町	〃	川口昭三	
TT四一	四	第三大竜丸	〃	〃	足立竜吉	
〃	三	第二	〃	〃	〃	

鳥取県告示第百八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十二条

第一項の規定により、森林区施業計画を変更したから、同法第十三条第一項の規定により、次のとおり、その変更に係る部分を公表する。

昭和三十六年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十三年十二月二十七日付け、鳥取県告示第六百九十五号森林区施業計画(一ノ十一森林区)のうち、一、十森林区

昭和三十五年十二月二十日付け、鳥取県告示第六百二十九号森林施業計画(十二ノ二十一森林区)のうち、十二、二十森林区

昭和三十四年十二月二十五日付け、鳥取県告示第六百



九十四号森林区施業計画（三十九、四十六森林区）のうち、三十九森林区

公表の場所

鳥取県農林部林務課

東部、西部山林事務所

鳥取県告示第百八十一号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十六年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 八頭郡智頭町大字奥本字本谷六九三ノ二（次の図に示す部分に限る。）、「字クジヤ谷六九九内第一、大字惣地字大谷六四五ノ一、六四五ノ二、六四九ノ一、六四九ノ二、東伯郡三朝町大字片柴字木村奥三五〇から三五二まで、西伯郡西伯町大字東上字水谷山一、七一七ノ二、日野郡日南町福塚字大林七〇五、同町神福字

大熊山一、五七二ノ一、同町折渡字奥山九一〇、字吉渡山九一一、九一二所在の森林

指定の目的

水源かん養

施業要件

小面積の区分皆伐

申請者住所氏名

認定

- 二 八頭郡智頭町大字西谷字川向ヒ一、〇五〇、大字中原字毛亀谷六七四、大字福原字小白坪谷上平七〇二、七〇三内第一、七〇四ノ一、七〇四ノ二、大字波多字首切レ奥六四六ノ一所在の森林

指定の目的

土砂流出防備

施業要件

択伐

申請者住所氏名

認定

（「次の図」は省略し、その関係図面を鳥取県庁農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十三号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十六年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

- 一 日時 自昭和三十六年三月二十八日 午後六時  
至昭和三十六年三月三十一日
- 二 場所 鳥取市吉方 久松閣
- 三 議題
  - 1 公立学校教職員人事について
  - 2 市町村教育委員会教育長の承認について
  - 3 その他